

令和6年第1回定例会

議案参考資料

令和6年2月16日

議案参考資料目次

議案第1号	埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する 条例の制定について……………	1
議案第2号	埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関 する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議案第3号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例の制定について……………	9
議案第5号	令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業 特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
議案第6号	令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算……………	別冊
議案第7号	令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特 別会計予算……………	別冊

議案第 1 号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）
<p>【趣旨】</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）により、地方自治法の一部が改正された。これにより、所要の規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例（平成 1 9 年広域連合条例第 1 3 号）の一部を改正するもの。</p> <p>【内容】</p> <p>改正内容は次のとおりである。</p> <p>第 2 条（請求又は要求による監査）</p> <p>地方自治法第 2 4 3 条の 2 から第 2 4 3 条の 6 までに公金委託事務の関連規定が新設されることに伴い、職員の賠償責任について定める同法「第 2 4 3 条の 2 の 2」が「第 2 4 3 条の 2 の 8」に繰り下がり、条ずれが発生した。</p> <p>埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例第 2 条においても、引用する同法「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」に繰り下げ、改める。</p>	
施行日	令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例新旧対照表

新	旧
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第2条 法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項及び法第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は要求があるときは、監査委員は、7日以内にその請求又は要求に係る事項について監査に着手しなければならない。</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第2条 法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項及び法第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は要求があるときは、監査委員は、7日以内にその請求又は要求に係る事項について監査に着手しなければならない。</p>

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	令和 5 年人事院勧告（令和 5 年 8 月 7 日） 地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）
<p>【趣 旨】 人事院勧告に準じて期末手当の支給率について改定を行う必要があること、地方自治法の一部改正に伴い勤勉手当の支給に関する事項を定める必要があることから、埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内 容】 主な改正内容は次のとおりである。</p> <p>第 1 条 期末手当の支給率について、引用する埼玉県の「職員の給与に関する条例（昭和 27 年埼玉県条例第 19 号）」の改正に合わせ、遡及支給ができるよう改正する。 また、改正前の期末手当の支給率で算出した額は、改正後の支給率で算出した額の内払いとする。 ※令和 5 年 1 2 月 1 日適用の期末手当の支給率 …「100分の120」→「<u>100分の125</u>」 ※令和 6 年度の期末手当の支給率 …「100分の125」→「<u>100分の122.5</u>」</p> <p>第 2 条 地方自治法の改正により、会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となったことから、勤勉手当に関する規定を新設する。 ※令和 6 年度の勤勉手当の支給率 …「<u>100分の102.5</u>」 保健事業を推進する管理栄養士、看護師を雇用できるよう、別表第 1 の職種に当該職種を追加する。</p> <p>附則第 3 項 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例を一部改正し、基準日に育児休業している会計年度任用職員のうち、基準日以前 6 月以内に勤務した期間がある会計年度任用職員には期末手当及び勤勉手当が支給できる旨を規定する。</p>	
施 行 日	第 1 条は公布の日から、第 2 条は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
【その他参考事項】	

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条 埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、6月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となつた会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、第2条第2項の規定により計算して得た報酬の額（日額によって報酬を支給する場合には、月額に換算した額）を期末手当基礎額として、期末手当基礎額に給与条例第19条第2項の規定の例により得た額とする。この場合において、基準日以前6月以内の期間において再度任用された会計年度任用職員の在職期間中は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>4 基準日の属する年度内において、それぞれの基準日における期末手当を支給した後に給与条例第19条第2項に改正があったときは、当該期末手当の額は、改正後の給与条例第19条第2項の規定の例により得た額（以下この項において「改正後期末手当額」という。）とする。この場合において、改正後期末手当額が改正前の給与条例第19条第2項の規定の例により得た額（以下この項において「改正前期末手当額」という。）を超えるときは、改正前期末手当額は、改正後期末手当額の内払とみなし、改正後の給与条例の例により支給する。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、6月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となつた会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して支給する。この場合において、基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、第2条第2項の規定により計算して得た報酬の額（日額によって報酬を支給する場合には、月額に換算した額）を期末手当基礎額として、期末手当基礎額に基準日の属する年度の4月1日において施行されている給与条例第19条第2項の規定の例により得た額とする。この場合において、基準日以前6月以内の期間において再度任用された会計年度任用職員の在職期間は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>(新設)</p> <p>4 (略)</p>

第2条 埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対する報酬、費用弁償、<u>期末手当及び勤勉手当</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務1時間当たりの報酬額)</p> <p>第5条 前2条及び第8条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p>第7条 <u>勤勉手当は、6月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となつた会計年度任用職員で、基準日にそれぞれ在職するものに対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても同様とする。</u></p> <p>2 <u>6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に再度会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期の定め（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の合計が6月以上に至ったときは、前項に規定する任期の定めが6月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員とみなす。</u></p> <p>3 <u>勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に規則で定める支給割合を乗じ</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対する報酬、費用弁償及び<u>期末手当</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務1時間当たりの報酬額)</p> <p>第5条 前2条及び第7条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>て得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、会計年度任用職員に対して支給する勤労手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤労手当基礎額に、給与条例第19条の4第2項第1号で定める割合（以下第5項において「割合」という。）を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>4 前項の勤労手当基礎額は、第2条第2項の規定により計算して得た報酬の額（日額によって報酬を支給する場合には、月額に換算した額）とする。</p> <p>5 基準日の属する年度内において、それぞれの基準日における勤労手当を支給した後に改正があったときは、当該勤労手当の額に係る本条第3項後段の規定は、改正後の割合を適用する。この場合において、改正後の割合を適用して得た勤労手当の額（以下この項において「改正後勤労手当額」という。）が改正前の割合を適用して得た勤労手当の額（以下この項において「改正前勤労手当額」という。）を超えるときは、改正前勤労手当額は、改正後勤労手当額の内払とみなし、改正後の給与条例の例により支給する。</p> <p>6 勤労手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の例による。</p> <p>（報酬の減額） 第8条（略）</p> <p>（休職者の報酬） 第9条（略）</p> <p>（通勤に係る費用弁償） 第10条（略） 2～4（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（報酬の減額） 第7条（略）</p> <p>（休職者の報酬） 第8条（略）</p> <p>（通勤に係る費用弁償） 第9条（略） 2～4（略）</p>

新	旧														
<p>(公務のための旅行に係る費用弁償)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(報酬の支給)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(期末手当及び勤勉手当の支給)</p> <p>第13条 期末手当及び勤勉手当は、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="885 1142 1260 2049"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栄養士</td> <td>給与条例別表第四医療職給料表口医療職給与表(二)に定める一級における最高の号給の給料月額</td> </tr> <tr> <td>保健師、看護師</td> <td>給与条例別表第四医療職給料表ハ医療職給与表(三)に定める一級における最高の号給の給料月額</td> </tr> <tr> <td>前記以外の職</td> <td>給与条例別表第一行政職給料表に定める一級における最高の号給の給料月額</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第10条関係)</p> <p>(略)</p>	職種	月額	栄養士	給与条例別表第四医療職給料表口医療職給与表(二)に定める一級における最高の号給の給料月額	保健師、看護師	給与条例別表第四医療職給料表ハ医療職給与表(三)に定める一級における最高の号給の給料月額	前記以外の職	給与条例別表第一行政職給料表に定める一級における最高の号給の給料月額	<p>(公務のための旅行に係る費用弁償)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(報酬の支給)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(期末手当の支給)</p> <p>第12条 期末手当は、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="885 201 1141 1108"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師</td> <td>給与条例別表第四医療職給料表ハ医療職給与表(三)に定める一級における最高の号給の給料月額</td> </tr> <tr> <td>保健師以外</td> <td>給与条例別表第一行政職給料表に定める一級における最高の号給の給料月額</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第9条関係)</p> <p>(略)</p>	職種	月額	保健師	給与条例別表第四医療職給料表ハ医療職給与表(三)に定める一級における最高の号給の給料月額	保健師以外	給与条例別表第一行政職給料表に定める一級における最高の号給の給料月額
職種	月額														
栄養士	給与条例別表第四医療職給料表口医療職給与表(二)に定める一級における最高の号給の給料月額														
保健師、看護師	給与条例別表第四医療職給料表ハ医療職給与表(三)に定める一級における最高の号給の給料月額														
前記以外の職	給与条例別表第一行政職給料表に定める一級における最高の号給の給料月額														
職種	月額														
保健師	給与条例別表第四医療職給料表ハ医療職給与表(三)に定める一級における最高の号給の給料月額														
保健師以外	給与条例別表第一行政職給料表に定める一級における最高の号給の給料月額														

附則第3項 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 期末手当又は勤勉手当（以下「期末手当等」という。）の基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の期末手当等の支給については、当該職員を派遣した関係市町村の職員の育児休業等について定めた条例による。</p> <p>2. <u>埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年広域連合条例第2号）第6条第1項に規定するそれぞれ</u>の基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、<u>基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある会計年度任用職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。</u></p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第7条 育児休業をした職員（会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合の当該育児休業をした期間、給与等の取扱いについては、当該職員を派遣した関係市町村の職員の育児休業等について定めた条例による。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第7条 育児休業をした職員（埼玉県後期高齢者医療広域連合職員を除く。）が職務に復帰した場合の当該育児休業をした期間、給与等の取扱いについては、当該職員を派遣した関係市町村の職員の育児休業等について定めた条例による。</p> <p>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日を週休日（埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、週休日以外の日において1日につき4時間となるように勤務すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 期末手当又は勤勉手当（以下「期末手当等」という。）の基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）の期末手当等の支給については、当該職員を派遣した関係市町村の職員の育児休業等について定めた条例による。</p> <p>(新設)</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第7条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合の当該育児休業をした期間、給与等の取扱いについては、当該職員を派遣した関係市町村の職員の育児休業等について定めた条例による。</p> <p>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日を週休日（埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、週休日以外の日において1日につき4時間となるように勤務すること。</p> <p>(2) (略)</p>

議案第 3 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
<p>【 趣 旨 】</p> <p>令和 6 年度及び令和 7 年度の保険料に関し、所得割率及び被保険者均等割額を定めるとともに、保険料の賦課総額の算出方法、賦課限度額及び被保険者均等割額の軽減の判定基準を変更するため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>なお、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、社会保障制度を公平に支えあう仕組みを構築するため、高齢者一人当たり保険料と現役世代の一人当たり支援金の伸び率が同じになるようにするなど、保険料の負担に関し、見直しが行われた。</p> <p>【 内 容 】</p> <p>(1) 保険料率の変更 令和 6 年度及び令和 7 年度の保険料の所得割率は、0.0903 とし、被保険者均等割額については、45,930 円とする。</p> <p>(2) 保険料の賦課総額の算出における費用の追加 令和 6 年度以降の保険料の賦課総額を算出する費用に、出産育児支援金及び流行初期医療確保拠出金等を加える。</p> <p>(3) 均等割総額と所得割総額の比率の変更 均等割総額と所得割総額の比率を 50 : 50 から、48 : 52 とする。</p> <p>(4) 保険料の賦課限度額の変更 令和 6 年度以降の保険料の賦課限度額は、80 万円とする。</p> <p>(5) 保険料の被保険者均等割額に係る軽減判定基準の変更 令和 6 年度以降の保険料の軽減対象となる所得基準額を算出するための被保険者の数に乗じる金額を、5 割軽減については 29 万円から 29 万 5,000 円に、2 割軽減については 53 万 5,000 円から 54 万 5,000 円に引き上げる。</p>	

(6) 経過措置

- ・令和5年度末までに後期高齢者医療保険に加入された方及び令和6年度中に障害認定を受けて加入された方は、令和6年度に限り、保険料の賦課限度額は、73万円とする。
- ・令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者は、制度改正による増加が生じないように、従前の方法により算定した所得割率を適用する（保険料の賦課限度額は67万円、後期高齢者負担率は100分の12.24として算定し、所得割率は0.0842とする。）

施行日

令和6年4月1日

【その他参考事項】

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(保険料の賦課総額)</p> <p>第4条 特定期間（法第116条第2項に規定する特定期間をいう。）における各年度の法第104条第2項の規定により広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額（第14条又は第15条に規定する基準に従い第5条から第11条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる額の合計額の見込額からイに掲げる額の合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項（法第74条第10項、第75</p>	<p>(保険料の賦課総額)</p> <p>第4条 特定期間（法第116条第2項に規定する特定期間をいう。）における各年度の法第104条第2項の規定により広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額（第14条又は第15条に規定する基準に従い第5条から第11条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる額の合計額の見込額からイに掲げる額の合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項（法第74条第10項、第75</p>

<p>条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。) 及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用(法第70条第4項(法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。)の規定による委託に要する費用を含む。)の額、財政安定化基金拠出金、<u>法第117条第2項の規定による拠出金及び法第124条の2第1項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定による流行初期医療確保拠出金等</u>の納付に要する費用の額、<u>法第116条第2項第1号</u>に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、高齢者保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)の額の合計額</p>	<p>条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。) 及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用(法第70条第4項(法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。)の規定による委託に要する費用を含む。)の額、<u>財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号</u>に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、高齢者保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)の額の合計額</p>
<p>イ (略) (2) (略) (3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、<u>所得割総額は被保険者均等割総額の48分の5.2に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべ</u></p>	<p>イ (略) (2) (略) (3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、<u>所得割総額は被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての広域連合の被保険者の所</u></p>

<p>ての広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条で定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。</p> <p>込値を乗じて得た額とする。</p> <p>(所得割率)</p> <p>第9条 令和6年度及び令和7年度の所得割率は、<u>0.0903</u>とする。</p> <p>る。</p> <p>(被保険者均等割額)</p> <p>第10条 令和6年度及び令和7年度の被保険者均等割額は、<u>45,930円</u>とする。</p> <p>(保険料の賦課限度額)</p> <p>第11条 第5条の賦課額は、<u>80万円</u>を超えることができない。</p> <p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第14条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p>	<p>得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条で定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。</p> <p>(所得割率)</p> <p>第9条 令和4年度及び令和5年度の所得割率は、<u>0.0838</u>とする。</p> <p>る。</p> <p>(被保険者均等割額)</p> <p>第10条 令和4年度及び令和5年度の被保険者均等割額は、<u>44,170円</u>とする。</p> <p>(保険料の賦課限度額)</p> <p>第11条 第5条の賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。</p> <p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第14条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p>
---	---

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に<u>29万5,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に<u>29万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の</p>
--	---

<p>数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額) に 当該世帯に属する被保険者の数に<u>54万5,000円</u>を乗じて得た 金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分 の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額) に 当該世帯に属する被保険者の数に<u>53万5,000円</u>を乗じて得た 金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分 の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--